相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府和泉市のぞみ野一丁目二番、最後の住所大阪府和泉市のぞみ野一丁目二番三六―八〇一号　被相続人　亡　野田　ちか

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館九階

相続財産管理人弁護士　新宅　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区野田屋町一―七―一七地、最後の住所岡山市北区奉還町二丁目六一番三〇号　被相続人　亡　荒木　勝裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

事務所岡山市北区野田屋町一―七―一七　旧千代田生命岡山ビル五階

相続財産管理人　弁護士　横野　崇司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県竹原市中央四丁目二三一四番地五、最後の住所広島県竹原市下野町四二一七番地　被相続人　亡　堀　弘幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

事務所広島県呉市中央六丁目九―二三　サンヒルズビル二階

相続財産管理人　弁護士　中野　誠吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市応神町古川字高良九六番地最後の住所徳島県徳島市応神町古川字高良九六番地の一　被相続人　亡　近藤喜久男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

事務所徳島県徳島市東出来島町三五番地　片山朝生司法書士事務所

相続財産管理人　片山　朝生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県三井郡弓削村大字石崎一四四番地、最後の住所不明　被相続人　亡　田島　克一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

福岡県小郡市祇園一丁目七番地二　七〇五号室　相続財産管理人　中村　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市白岳町一四四番地一、最後の住所長崎県佐世保市権常寺町一四五七番地　被相続人　亡　齊宮　平藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

長崎県佐世保市本島町一番一号フレスロ本島ビル五〇一号室

相続財産管理人　秋山　久典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市京坪町八番地、最後の住所長崎県佐世保市黒髪町一五番五号　被相続人　亡　中島　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

長崎県大村市富の原二丁目一七一番地五　相続財産管理人　古山　万里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市和田町三九番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市和田町五番地一コーポ松元　被相続人　亡　山口　時男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

事務所鹿児島県鹿児島市山下町一六番一一号和田・石走・蓑毛法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村山　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県宜野湾市嘉数四丁目六番、最後の住所沖縄県浦添市宮城三丁目一四番一―四〇六号与那覇荘　被相続人　亡　大城　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十五日

沖縄県中頭郡西原町字上原一一四番地の三　喜納昌幸マンション三〇一号

相続財産管理人　新垣　善一

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 22 年 12 月 15 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①佐々良建設株式会社　②宮城県知事(3)4391　③代表取締役　佐々木一夫　④宮城県仙台市宮城野区榴岡３―４―16　⑤1000万円　⑥宮城県知事　⑦宮城県仙台市宮城野区榴岡３―４―16　佐々良建設株式会社　代表取締役　佐々木一夫

①積和管理株式会社　②国土交通大臣(2)6107　③代表取締役　田村實　④東京都新宿区西新宿一丁目９番18号　⑤2500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿一丁目９番18号　積和管理株式会社　代表取締役　田村實

①磯沼商事　②東京都知事8)41934　③磯沼元一　④東京都八王子市小比企町543番地７　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都八王子市山田町1671番地２　磯沼商事　磯沼元一

①野村不動産株式会社　②国土交通大臣(1)1370　③代表取締役　鈴木弘久　④東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　廃止したる従たる事務所　神奈川県藤沢市藤沢113―１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿一丁目26番２号　野村不動産株式会社　代表取締役　鈴木弘久

①不動産ＮＡＮＡ　②愛知県知事(1)20963　③奥村光男　④愛知県犬山市大字羽黒字南郷77番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県犬山市大字羽黒字南郷77番地　不動産ＮＡＮＡ　奥村光男